

弁明書

平成29年5月19日

東郷町議会議員

井俣憲治

東郷町議会議長 殿

東郷町議会議員政治倫理審査委員会委員長 殿

東郷町議会議員政治倫理条例（以下「条例」といいます。）7条5項に基づき、東郷町議会議員政治倫理審査委員会（以下「政治倫理審査会」といいます。）が前東郷町議会議長箕浦克巳氏に報告した審査結果に対し、条例11条3項に基づき以下のとおり弁明いたします。

公平・中立であるべき議長が審査請求者に名を連ね、かつ、政治倫理審査会の委員にも名を連ねており、言うまでもなく違法性の疑念ある手続きです。

本件審査に関して、前議長箕浦克巳氏（本年4月28日辞表提出退任）は、本件の審査請求に関し請求者の一人であるにも関わらず、自ら議長として当該審査請求を受理し、かつ、議長が組織して審査を求める機関である政治倫理審査会の委員にも自らの名を連ねています。

条例の定めによりますと、議長の職責は審査請求の内容について審査することとされ（条例5条2項）、却下する権限も与えられており（同条3項）審査手続きについて公平中立性が求められる立場にあります。

審査請求の請求者と審査する者が同一であることは公平性・中立性が担保できないことは明白です。したがって、議長が審査請求人にはなることができないことは条例制定上、当然の前提となっているのです。

このようなことは、条例が禁止しているだけではなく、一般法理ないし近代法の基本原則として「判断を求める者と判断を為す者とが同一人物であってはならない」という極めて当然のことでもあるのです。裁判で、原告と裁判官が同一人物だとしたらどう思われるでしょうか。

また、箕浦前議長は審査請求者と議長を兼ねているだけではなく、政治倫理審査会の委員まで兼任しています。政治倫理審査会（正式名称は東郷町議会議員政治倫理審査会）は、議長が設置する機関であり（条例6条1項）、その構成員である委員も議長が指名して組織することとされております（同条2項）。そして、議長は政治倫理審査会に対し審査を求める立場にあります（条例7条1項）。箕浦前議長は議長（当時）でありながら政治倫理審査会の委員にも就任し、議事